

# サイロラップ、あみ類、PPバンド等の適切な処理をお願いします

サイロラップ、あみ類、PPバンド等の農業用廃プラスチック類は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で「産業廃棄物」として定義されており、**使用者自らの責任で適正処理**することが義務付けられています。

これまではサイロラップやあみ類を一緒に梱包したのも回収しておりましたが、業者の処理経費が上がり、それが原因で処理料金の値上がりに直結する恐れがあることから、**今後は別々に分別・梱包をお願いすることとなりました**。なお、フレコン袋で排出する場合も同様です。

適切な分別・梱包にご協力いただけない場合、**回収料金の値上げ**、若しくは**回収されなくなる**恐れがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



《サイロラップ》

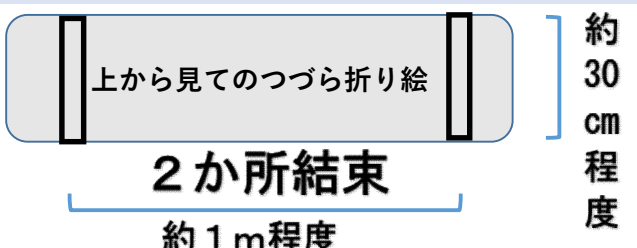


《あみ類（ネット）》



《PPバンド》

サイロラップ、あみ類、PPバンドは別々に分けてください。  
※混ぜて梱包すると不純物混入扱いになります。

【サイロラップの結束方法】	【あみ類, PPバンドの搬入方法】
 <p>上から見てのつづら折り絵</p> <p>2か所結束</p> <p>約1m程度</p> <p>約30cm程度</p>	<p>あみ類、PPバンドは分別し、中身が確認できる<b>透明なビニール袋</b>に入れ、散乱しないように袋口を結束してください。</p>

※サイロラップは袋に入れないでください。

## 《注意》

適切な分別・梱包でない場合、お持ち帰りしていただきますのでご注意ください。

## 《禁止事項》

野焼き、不法投棄、無許可業者への処理委託は法律で禁止されており、違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金またはその両方の処分を受けることがあります。